

令和 7 年 度
事業計画書

社会福祉法人
周南市社会福祉協議会

目 次

I	基本方針	1
II	組織別重点目標（総務課・業務課）	2
III	部署別重点項目及び重点事業	4
	○総務課総務係	4
	○総務課管理係	1 1
	○業務課地域福祉係	2 3
	○業務課生活支援係	4 1
	○周南西部地域包括支援センター	5 0
	○居宅介護支援事業所しんなんよう	5 5

令和7年度 周南市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

近年、少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加により、家庭での問題解決機能が低下すると同時に地域のつながりも希薄になり、高齢者や障がい者、子育て世代が孤立しやすい社会環境になっています。また、長引く物価高騰により低所得者への影響が深刻化し、さまざまな不安や生きづらさを抱えた人が増加しています。

こうした社会構造の変化を踏まえ、周南市においては令和6年度から複合的な課題を抱えた方を多機関協働で支援する重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、本会においても「周南市自立相談支援センター」「周南市成年後見支援センター」等の各相談機関でその一端を担っています。併せて、コロナ禍の令和2年3月から令和5年1月に実施された「緊急小口資金等特例貸付」では償還業務が開始となり、借受人の自立支援のためのフォローアップに取り組んでいます。伴走型の支援を行うことで社会的孤立をなくし、継続的につながり関わるための相談支援を進めていきます。

一方、平成27年度から生活支援体制整備事業に取り組む中で、もやいネット地区ステーション事業や福祉員活動による高齢者の見守り活動の充実や、第2層協議体を設置し、地域課題の把握・解決に向けて話し合いを進めてきました。その約10年間の取り組みの中で住民同士の助けあいの仕組みが生まれ、本会も地域のニーズ把握をしていく中で移動に関する課題解決の一助となるよう、令和7年2月から新たに移動支援サポート事業を開始しました。今年度はこの事業周知に注力し、地域の助けあい活動のために活用しやすい仕組みとなるよう地域関係者と協議を続けていきます。

令和7年度は、「第5次周南市地域福祉活動計画」の策定年度となっており、計画策定にあたっては、より効果的に地域福祉の取り組みを推進するために周南市が策定する「第5次周南市地域福祉計画」と一体的に策定します。

また、事務事業評価を6年ぶりに実施し、変容するニーズに対応した事業が実施できているか必要性などについて点検・分析します。併せて、本会公式マスコットキャラクター「ふくちゃん」を活用した効果的な広報活動についても検討します。

これからも本会が地域福祉の中核であり続けるために職員一人ひとりが日頃からの実践の積み重ねを振り返り、地域住民や地域福祉団体との信頼関係を組織として維持できるよう努めてまいります。

以上を踏まえて、組織別重点目標、部署別重点項目及び重点事業を掲げ、令和7年度事業計画を策定します。

Ⅱ 組織別重点目標

総務課

- 1 事務事業評価の実施
- 2 D X 推進への新たな取組
- 3 マスコットキャラクターを活用した広報活動・自主財源づくり

■ 重点目標の概要

1 事務事業評価の実施

新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や縮小が続いたため先延ばしになっていた事務事業評価を実施します（前は令和元年度実施）。本会が実施している事業について近年の福祉が取り巻く環境や事業の現状を認識し、ニーズが変容する中で見直しの必要がないか「妥当性」「必要性」「効率性」の視点からその目的や内容を点検し、目標指標やコスト等の分析により事業の成果を評価し、事務事業の向上・業務の効率性を図ります。

2 D X 推進への新たな取組

「第4次経営改善計画（令和2年3月策定）」において事務局体制の整備として「ICT環境や情報提供の充実」を掲げ、ホームページのリニューアルやSNSの開設、オンライン会議ツールの導入、給与明細電子配信等を行い、ICT環境の整備、情報提供の充実を図ってきました。しかし、現在はデジタル化がさらに進展し、人手不足を補う手段として幅広く活用されています。今年度は、電子決裁システムの導入に向けての準備や社内共有サーバーの取扱整備等を行い、業務効率化を図るとともにデジタル人材の育成のための研修会を開催し、職員個々のデジタルに対する認識を高めます。

3 マスコットキャラクターを活用した広報活動・自主財源づくり

令和6年1月に本会公式マスコットキャラクター「ふくちゃん」の着ぐるみが完成し、2月に移動支援サポート事業出発式と同時にお披露目式を開催しました。今までも多くの方に本会に関心を持ってもらえるように社協だよりやホームページで活用してきましたが、これらの広報活動は継続しつつ、今後はイベントや行事、地域福祉活動の現場に直接出向いて本会の活動をPRしていきます。また、グッズ等についても職員のプロジェクトチームで検討・作成し、その収益金を地域福祉事業の財源として活用する循環を図ります。

業務課

- 1 第5次周南市地域福祉活動計画の策定に向けた取組
- 2 個別支援と地域づくりの一体的な展開
- 3 地域包括ケアシステム構築に向けた体制強化と質の向上

■ 重点目標の概要

1 第5次周南市地域福祉活動計画の策定に向けた取組

令和3年3月に策定した「第4次周南市地域福祉活動計画」も最終年度を迎え、計画の総括評価を行う時期であると同時に「第5次周南市地域福祉活動計画」の策定年度となっています。これまでの取り組みを踏まえ、協議体等で把握された地域課題の解決に向け、地区社協をはじめとした地域福祉団体、関係機関、地域住民とともに取り組める計画を策定します。

2 個別支援と地域づくりの一体的な展開

包括的支援体制整備の一つとして、周南市においては令和6年度から複合的な課題を抱えた世帯への支援を関係機関が連携して行う「重層的支援体制整備事業」に取り組んでおり、「周南市自立相談支援センター」「周南市成年後見支援センター」においても多機関協働の一端を担うことが期待されています。本会が受託する相談支援機関の強みを生かし、地域の中で孤立しがちな相談者を地域の居場所の参加につなげる、また、個別支援で把握された課題を地域に周知するなど、個人と地域を結びつける伴走型の支援に取り組みます。

3 地域包括ケアシステム構築に向けた体制強化と質の向上

周南西部地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるように「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組み、令和7年度においても多職種や地域住民との連携を一層強化し、包括的・継続的な支援体制を充実させることで高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。特に、高齢者虐待の防止や権利擁護に向けた周知啓発、成年後見制度の活用促進など、早期発見・相談対応力の強化に努めます。また、要支援者や事業対象者に対しては、心身機能の維持・改善、自立支援を目的とした介護予防ケアマネジメントを推進し、訪問・通所型サービス等を効果的に活用しながら「もとの暮らしを取り戻すための支援」の充実を図ります。

Ⅲ 部署別重点項目及び重点事業

総務課総務係

■重点項目

1 適正な会計処理の実施と経営の透明性の確保

健全な法人運営と経営を目指し、法令や各種規程に則った適切な会計処理を行うとともに、資金の効果的かつ効率的な運用に努め、経営基盤の安定化を図る。

(重点事業)

事業（取組）名	会計責任者等による各部署の会計業務の点検 事業計画に基づく予算ヒアリングの実施
期待される効果	・法人で統一した適正な会計処理を行うことでより経営の透明性を担保することができ、地域住民等の信頼確保につながる。 ・事業計画に基づき予算ヒアリングを行うことで、各実施事業について目標、成果、課題が反映された無駄のない適切な予算編成が可能となる。
取組内容	・年に1回各部署・各施設を会計責任者や出納責任者が訪問して法令や経理規程に則って会計処理を行っているか点検し、不適格な点については指導、改善を図る。 ・予算ヒアリングの際に各実施事業について事業の詳細や成果、予算内容の説明及び課題の抽出を行い、適正な資金配分となっているか審査する。
成果目標	・上半期にすべての部署、施設を訪問し点検を行い、下半期に改善・確認を行う。 ・各実施事業の予算執行率が90%以上となるよう適正な予算編成を目指す。

■事業体系

1 法人運営の強化

(1) 組織運営

- ア 理事会の開催
- イ 評議員会の開催
- ウ 監査の実施
- エ 評議員選任・解任委員会の開催
- オ 役員研修会の開催
- カ 朝議の開催

- キ 危機管理体制の整備
- 新 ク 事務事業評価の実施
- ケ 第5次経営改善計画の進捗管理（人材育成計画指針・定数管理計画の作成）
- コ 社会福祉充実計画の進捗管理
- サ 定款及び諸規程の整備
- （2）財務運営管理
 - ア 適正な会計処理の実施
 - イ 予算書・決算書の作成
 - ウ 財務関係書類等の公表
 - エ 予算ヒアリングの実施
 - オ 正確なインボイスの授受
 - カ 会計担当者説明会の実施
- （3）人事・労務管理
 - ア 人事評価制度の実施
 - イ 自己申告制度の実施
 - ウ 職員採用試験の実施
 - エ 勤怠管理システムの運用
 - オ 効率的かつ正確な労務・給与計算業務の継続
 - カ 適切な労務管理

2 安全衛生管理体制の整備

- （1）安全衛生管理
 - ア 衛生委員会の開催
 - イ 職場巡視の実施
 - 新 ウ 雇入れ時教育の実施
- （2）健康管理体制の充実
 - ア 健康診断の実施と事後指導
 - イ ストレスチェックの実施

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
1 法人運営の強化 (1) 組織運営 ア 理事会の開催 イ 評議員会の開催 ウ 監査の実施 エ 評議員選任・解任委員会の開催 オ 役員研修会の開催 カ 朝議の開催 キ 危機管理体制の整備 ク 事務事業評価の実施	年5回開催 年3回開催 年1回実施 随時 本会の施設や事業所を視察する職場視察研修会を開催する。 月1回実施 事業継続計画（BCP）に沿って緊急時（災害時・感染症）の対応ができるように定期的に職員へ周知し、各部署で職員連絡網等の更新がなされているか確認を行う。また、他市町への災害派遣対応や職員の感染状況を日頃から把握する。 現在、本会が実施している事務事業について妥当性・必要性・効率性の視点から、その目的や内容を点検し、目標指数やコスト等の分析により、事業の	理事会、評議員会、理事及び評議員が各々の役割を認識し、法人経営と各事業経営のチェック機能、各機関の相互牽制機能の強化を意図した組織づくりにつながる。 本会の組織や事業を理解することで社会福祉法人として公正で透明性の高い適正な経営・運営に寄与することができる。 会長、常務理事、事務局長、支部長、課長、課長補佐級が定期的に顔を合わすことで事業の内容確認やスケジュール確認など今後の方向性を共通認識できる。 緊急時における職場の体制等必要な事項について職員間で共有を図ることができ、迅速な対応につながる。 本会が担うべき事業領域の見極めや既存事業の見直しを図り、次年度以降の事業計画や予算編成に活用できる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
ケ 第5次経営改善計画の進捗管理(人材育成計画指針・定数管理計画の作成)	成果（効果）を評価する。 計画期間の1年目にあたり、計画に示した事業等が実施できているか進捗管理を行う。	中長期的な経営ビジョンや目標を明確にして、その実現に向けた具体的な取り組みを計画的に実施できる。
コ 社会福祉充実計画の進捗管理	令和6年度に策定した社会福祉充実計画の事業計画（2か年度目）に沿った施設整備事業、車両整備事業、移動支援事業の進捗状況を確認するとともに予算管理を行う。	既存事業の充実や新規事業（地域公益事業：移動支援サポート事業）を実施することにより社会福祉法人としての責務を果たすことができる。
サ 定款及び諸規程の整備	法改正や法人の実情に対応して、随時規程等の整備を行う。	法令を遵守しながら法人を運営することができ、効率的・効果的な業務につながる。
(2) 財務運営管理		
ア 適正な会計処理の実施	会計事務所と顧問契約を継続し、会計、税務、財産管理において助言・指導を仰ぎ、適正な会計処理を行う。 各部署を回り、経理規程に則った適切な会計処理を行っているか確認する。	経理に関する専門的知識の習得により、会計の適正化につながる。 現状チェックを行うことにより不適切な会計処理を未然に防ぐとともに健全な経営を目指すことができる。
イ 予算書・決算書の作成	セグメント別予算書の作成と、計算書類や附属明細書、財産目録を作成する。	適正な資金配分と執行状況を管理し、法人の財務状態や経営の成果を示すことができる。
ウ 財務関係書類等の公表	現況報告や財務諸表等及び事業計画書や事業報告書を財務諸表電子開示システムやホ	法人の運営状況及び財務状況に係る情報を公開することで運営の透明性を確保

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
エ 予算ヒアリングの実施	ホームページにて公表する。 受託事業・補助事業予算作成時と自主財源予算作成時に事業を担当者からヒアリングを行う。	し、社会的な信頼につながる。 予算要求の内容が適正か事務的に審査し、無駄なコストの削減と新年度事業に対する成果や課題を明確にできる。
オ 正確なインボイスの授受	システムを導入し、インボイスを授受した際はシステムを通して総務担当者が確認を行い、正確なインボイスの授受を徹底する。	正確なインボイスを交付することは社会的信頼につながり、正確なインボイスを受領することは適切な納税につながる。
カ 会計担当者説明会の実施	年度初めに会計担当者に向けて決算処理と日常の会計処理について説明会を実施する。	適切な決算処理と経理規程に則った会計処理の意識づけにつながる。
(3) 人事・労務管理		
ア 人事評価制度の実施	評価対象期間を第1期（4月1日～9月30日）、第2期（10月1日～3月31日）とし、組織目標を参考にしながら個人目標を設定し、評価者と面談を行う。中間評価で進捗状況を確認し、最終評価で個人目標の達成度をチェックし、評価する。	仕事に対する姿勢や職務を通して身につけた能力、職員自らが掲げた目標の達成度を公平に把握・評価することで、職員の人材育成と管理職の管理能力向上を図り、チーム社協としての組織パフォーマンス力が高まる。
イ 自己申告制度の実施	自己申告書を記入・提出し、面談を行う。担当業務や適性、キャリア意向や希望部署等について話し合う大切な機会となる。	自身を振り返ることで今後のキャリア開発に活かすこと、仕事への適性を自己覚知すること、適材適所の人員配置や能力開発・研修実施などに反映できる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
ウ 職員採用試験の実施	職員定数管理計画に基づき、職員採用試験を実施し、必要な人材を確保する。	必要な人材を確保することで安定した事業運営が行え、活力ある組織として地域福祉活動を着実に推進することができる。
エ 勤怠管理システムの運用	出退勤の打刻や時間外勤務、年次有給休暇の取得状況を勤怠管理システムで管理し、適切に処理する。	効率的に就業管理ができ、法令や就業規程に則った働き方を実現できる。
オ 効率的かつ正確な労務・給与計算業務の継続	人事、給与、勤怠管理システムを連携し、給与計算業務を行う。電子申請にて人事、労務の申請手続きを行う。	ヒューマンエラーを防ぐことができ、給与計算に透明性が担保される。時間とコストを削減できる。
カ 適切な労務管理	社会保険労務士と顧問契約を行い、毎月定期訪問していただき、労務相談を行う。	最新の法令改正に対応した諸規程の改正や個別の労働問題へ適切な対応が可能となる。
2 安全衛生管理体制の整備		
（1）安全衛生管理		
ア 衛生委員会の開催	職員の健康障害の防止や健康増進に関する取組を調査・審議する。 年に4回健康増進に関する衛生委員会だよりを発行する。	職員の健康増進と快適な職場づくりを図り、業務の効率化、職場の活性化につながる。
イ 職場巡視の実施	2か月に1回産業医と職場巡視を行い、職場環境や職員の健康上の課題改善を行う。	職場内の危険個所の確認・改善を図り、労働災害を未然に防ぐことができる。
ウ 雇い入れ時教育の実施	新規採用職員（正規）に対して雇い入れ時教育を実施する。	新規採用職員（正規）の安全意識を高め、労働災害の防

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
（２）健康管理体制の充実 ア 健康診断の実施と事後指導 イ ストレスチェックの実施	健康診断を実施し、産業医に結果を提出して意見聴取と就業判定を行う。 二次検査の受診勧奨や産業医による健康相談を行う。 ストレスチェックの実施と高ストレス者への産業医の面接指導を実施する。	止につながる。新しい環境への不安を取り除くことで、職員の定着にもつながる。 病気の早期発見・早期治療ができ、職員の健康保持増進を通じ、働く意欲と生産性の向上、優秀な人材の確保にもつながる。 職員のストレス状態を把握し、職場の環境改善につなげることで職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することができる。

総務課管理係

■重点項目

1 職員人材育成・定着化に向けた第3次人材育成計画指針及び行動計画の推進

第3次人材育成計画指針を着実に推進するための行動計画である職員研修総合計画を実行し、人材の育成及び定着化に取り組む。

(重点事業)

事業（取組）名	第3次人材育成計画指針の確実な実行と進捗管理
期待される効果	本会の成長と職員の能力向上や定着化を図り、以下の効果が期待できる。 1 組織全体の活性化 ・職員のモチベーションを高め、帰属意識を向上させることができる。 ・新しい知識やスキルを習得することで、自信と意欲がわき、組織全体の生産性向上につながる。 ・チームワークやコミュニケーションを図ることができ、より円滑な組織運営が可能となる。 2 個人の成長 ・職員個人のキャリア形成に大きく貢献できる。 ・新しい知識やスキルを習得することで職員は自己成長を実感し、キャリアアップを目指すことができる。 ・職場外研修等の OFF-JT、OJT を通じて多様な経験を積むことができ、将来のキャリアプランを考えるきっかけにもつながる。
取組内容	第3次人材育成計画指針に基づく職員研修総合計画の確実な実行と進捗管理を行う。
成果目標	・全体研修会（全3回/7・11・3月）の実施 ・エリア研修会（全3回/6・8・2月）の実施 ・新任職員研修（短期集中（4月上旬）・面談（上半期）・伴走型（通年））の実施 ・役職別グループ研修（全6グループ/通年）の実施 ・外部研修受講計画に沿った職員研修（新任、中堅、チームリーダー）の実施

2 デジタル化の実現を目指したデジタルトランスフォーメーション（DX）加速化計画の推進

DX加速化計画を着実に実行し、組織変革及びデジタル社会へ対応する職

員育成強化、職員の業務効率化、デジタルを活用した地域福祉の推進等に取り組む。

(重点事業)

事業（取組）名	D X加速化計画の確実な取組と進捗管理
期待される効果	デジタル技術活用により組織と職員の変革が促され、以下の効果が期待できる。 1 業務効率化 プロセスの自動化やデータ共有の促進により、業務効率が向上し、コスト削減や生産性向上につながる。 2 利用率等の向上 デジタルチャンネルの活用やパーソナライズされたサービス提供により、利用率や利便性の向上につながる。 3 事業連携 データ分析やA I活用により既存事業や新規事業と新たなビジネスモデルやサービスの連携が促進され、情報把握や活用の向上につながる。 4 組織文化改革と職員リテラシーの向上 デジタル技術の活用により、組織及び職員の直観に依存しない客観的な意思決定が可能になる。また、デジタル技術が習慣化され、リテラシーの向上につながる。
取組内容	D X加速化計画の確実な実行と進捗管理を行う。
成果目標	・共有サーバー運用と管理（通年） ・ホームページ投稿運用整備（上半期）及び管理（下半期） ・研修履歴簿システム化と管理（通年） ・D X人材育成と定着化（下半期） ・その他デジタル技術導入の整備（通年）

3 マスコットキャラクターを活用した広報啓発強化及び自主財源確保の強化と深化

マスコットキャラクター「ふくちゃん」を活用した広報啓発活動を戦略的に実践していくため、プロジェクトチームを立ち上げ、協議検討を行う。また、キャラクターグッズ制作等の活用戦略も協議検討し、広報啓発の強化、財源確保等の強化及び深化に取り組む。

(重点事業)

事業（取組）名	マスコットキャラクターに関するプロジェクトチームの立ち上げと実行
期待される効果	親しみやすさや共感を呼び起こし、幅広い層への情報伝達を促進し、以下の効果が期待できる。

	1 若年層へのアプローチ 子どもや若年層への訴求力が向上し、親近感や興味・関心を抱かせやすくなる。 2 見える化 キャラクターを通じて情報を視覚的に訴えることで抽象的な概念や複雑な内容にも分かりやすく伝えることが可能になる。さらに継続的な活用によりキャラクターが本会の象徴となり、一体感や愛着を育む。 3 自主財源の確保 キャラクターグッズの製作及び販売を行うことにより、を通じて購買意欲を促進し、新たな自主財源の確保につながる。また、購入者が広告となり本会の既存自主財源も宣伝できる。
取組内容	・マスコットキャラクターの活用について新規プロジェクトチームを立ち上げ、グッズなどの広報啓発物や宣伝等、手法を検討するほか、グッズ販売による自主財源確保の強化に向けた検討を行う。 ・既存の自主財源である善意銀行のパンフレット改訂版の作成を行い、自主財源の広報啓発を行う。
成果目標	・プロジェクトチームの立ち上げと会議の実施（通年） ・マスコットキャラクターのグッズ等の成果物作成と宣伝等手法の明確化 ・善意銀行パンフレット改訂版の作成と宣伝手法の明確化

■事業体系

1 第3次人材育成計画指針及び行動計画の推進

(1) 集合研修

- ア 全体研修会の開催
- イ エリア研修会の開催

(2) 階層別研修

- ア 新任職員研修（短期集中型・伴走型）の実施
- イ 役職別グループ研修の実施
- ウ 外部受講研修への参加

2 広報啓発及び自主財源の強化と深化

新 (1) マスコットキャラクターを活用した広報啓発強化

- ア プロジェクトチームの立ち上げとプロジェクト会議の開催
- イ グッズ等の成果物作成

- ウ 宣伝及び販売手法の明確化
- (2) 自主財源（善意銀行）の深化
- 新 ア 善意銀行パンフレットの改訂
- イ 宣伝手法の明確化
- (3) 自主財源（社協会費）の展開
- (4) 社協だよりの発行
- (5) ホームページ・SNSによる情報発信
- (6) 周南市老人休養ホーム嶽山荘売店の経営

新3 デジタルトランスフォーメーション加速化計画の推進

- (1) 電子決裁システムの導入準備
- (2) 共有サーバーの整備
- (3) ホームページ投稿の整備
- (4) 職員研修履歴簿のシステム化
- (5) DX人材の育成・定着化
- (6) 公印デジタル化の導入準備

4 表彰に関する事業の実施

- (1) 本会表彰規程による表彰
- (2) 山口県社会福祉協議会会長表彰候補者等の推薦

5 指定管理施設等の運営・管理

- (1) 高齢者福祉施設
 - ア 周南市新南陽老人福祉センター（令和5年度～令和7年度）
 - イ 周南市老人休養ホーム嶽山荘（令和5年度～令和7年度）
 - ウ 周南市鹿野高齢者生産活動センター（令和4年度～令和8年度）
- (2) 地域福祉施設
 - ア 周南市徳山社会福祉センター（令和4年度～令和8年度）
 - イ 周南市新南陽総合福祉センター（令和4年度～令和8年度）
- (3) 障害福祉サービス
 - ア 就労継続支援（B型）事業所なべづる園
- (4) その他事業
 - ア 基幹型集いの場事業（徳山・新南陽）

6 赤い羽根共同募金運動の推進

- (1) 周南市共同募金員会の開催
- (2) 各地区共同募金委員会推進委員会の開催
- (3) 審査委員会の開催

(4) 募金運動の展開

ア オープニング街頭募金

イ 各種別募金運動

7 苦情解決体制の整備

(1) 苦情解決責任者・苦情受付担当者の配置

(2) 第三者委員の配置

(3) 苦情受付報告会の開催

8 関係団体の支援・推進

(1) 周南市戦没者合同慰霊祭（戦後 80 周年）への協力

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
1 第3次人材育成計画指針及び行動計画の推進 (1) 集合研修 ア 全体研修会の開催 イ エリア研修会の開催 (2) 階層別研修 ア 新任職員研修（短期集中型・伴走型）の実施 イ 役職別グループ研修の実施	正規職員及び所属長を対象に組織運営や本会事業について研修会を年3回（7月・11月・3月）開催する。 複数年計画でエリアを設け、当該年度のエリア全職員を対象にハラスメントについての研修会を開催する。令和7年度は新南陽エリアを対象に年3回（6月・8月・2月）開催する。 新任職員を対象に、短期集中型では4月に組織や活動内容、規程等の研修を短期間、関係部署担当者が行う。 伴走型では、直属の上司または先輩職員をフォローアップ担当者と位置づけ、新任職員を伴走支援する。上半期を3期に分け個人目標設定を行い、進捗管理等のフォローアップ面談を5月下旬、7月上旬、9月末に行う。 正規職員を対象に役職別にグループ（6グループ予定）を設けてテーマに沿った研修をグループごとに企画立案し、受講する。なお、新任職員については研修担当者から「導入・説	組織運営や本会事業についての重要性を学ぶことができ、職員の成長や帰属意識向上につながる。 ハラスメントの法律や制度、倫理観について学ぶことができる。 新任職員が本会組織の仕組みや活動を理解することができ、一職員として所属の平時業務に取り組むことができる。 1年目の新任職員を上司や先輩が伴走することにより、コミュニケーションが促進され、精神的ケアや報告・連絡・相談が滞りなくこなせるようになる。 同じ役職にいる職員同士がコミュニケーションを図ることにより、悩みや対応方法の共有が行え、目指す職員像の方向性が定まり、組織全体の活性化につながる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
ウ 外部受講研修への参加	県社協が主催する研修会（新任職員研修・中堅職員コース・チームリーダーコース）へ該当する対象職員を派遣する。	外部研修を受講することにより、年数にあった役割が理解できるとともに、外部の職員とも交流ができ、コミュニティの拡充につながる。
2 広報啓発及び自主財源の強化と深化 (1) マスコットキャラクターを活用した広報啓発強化 ア プロジェクトチームの立ち上げとプロジェクト会議の開催	職員等で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、会議を定期的に行い、マスコットキャラクターを活用した広報戦略やふくちゃんグッズ販売に向けた取り組みを進める。	幅広い層へ情報伝達ができ、既存の利用者から新たな層へ本会の取り組みを周知できる。
イ グッズ等の成果物作成	プロジェクトチームで収益につながるふくちゃんグッズ案を検討し、作成を目指す。	自主財源の確保にもつながり、利用者が広告となり、波及効果が生まれる。
ウ 宣伝及び販売手法の明確化	プロジェクトチームで販売方法や販売場所等を検討し、宣伝・周知の方法について明確化を図る。	販売や宣伝を明確化することで販売促進につながる。
(2) 自主財源（善意銀行）の深化 ア 善意銀行パンフレットの改訂	前回作成時から10年以上が経過しているためパンフレットの改訂版を作成する。	善意銀行の流れを再度周知することができ、寄付金の増収につながる。
イ 宣伝手法の明確化	パンフレット改訂版の設置	善意銀行や本会の地域福

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
（3）自主財源（社協会費）の展開 （4）社協だよりの発行 （5）ホームページ・SNSによる情報発信 （6）周南市老人休養ホーム嶽山荘売店の経営 3 デジタルトランスフォーメーション加速化計画の推進 （1）電子決裁システムの導入準備 （2）共有サーバーの整備	場所や配布方法等を明確化し、宣伝・周知を図る。 住民会費や賛助会費の依頼を各自治会や地区社協、福祉員の協力のもと行う。 年4回（7月・10月・1月・3月）自治会加入の全世帯へ配布する。7月については創刊100号記念特集としてページを増やして発刊する。 定期的に必要な情報を更新する。また、各種SNSのInstagram、Facebook、X、LINEを活用し、タイムリーに情報発信を行う。 売店で飲料等を販売し、利用者のニーズ充足を行うとともにコスト面との両立を図る。 令和7年度から5年間の計画を設定し、令和7年度に着手する項目を実行する。 電子決裁システムの選定、導入に伴う諸規程の改正等を行う。 保存や編集、権限等のルール化を行う。	祉活動を周知できる。 地域福祉活動の理解促進が図れ、必要な財源確保につながる。 本会活動や取り組みを啓発するための情報発信と、運営の透明性を図るための情報発信の両面から情報提供が行え、理解促進につながる。 必要な情報が必要な時に得られ、利用者の情報獲得につながる。 地域福祉活動に活用するための自主財源確保につながる。 職員の事務負担軽減、業務効率化につながる。また、DX人材の定着化が促進され、人材育成につながる。 電子決裁システムを円滑に導入することができる。 運用が円滑に図れ、統一性、閲覧・検索の容易性向上につながる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
(3) ホームページ投稿の整備	投稿のルール化や事務処理マニュアルの作成を行う。	統一性が図られ、効率化につながる。
(4) 職員研修履歴簿のシステム化	取扱を作成するほか、人事大臣システムへ研修履歴を定期的に取り込む。	情報の一元化が図られ、情報把握の容易性につながる。
(5) DX人材の育成・定着化	研修や通常業務にデジタルを導入し、習慣化を行う。	人材育成や定着化が図られ、職員一人ひとりがデジタルリテラシーを獲得できる。
(6) 公印デジタル化の導入準備	デジタルシステムの選定や諸規程の改正等を行う。	公印のデジタル化が円滑に導入することができる。
4 表彰に関する事業の実施		
(1) 本会表彰規程による表彰	社会福祉事業の功労及び協助のあった者を本会会長表彰式（11月開催予定）において、表彰しその功績を称える。	被表彰者の今後の活動意欲を促進し、社会福祉のさらなる発展・振興につながる。
(2) 山口県社会福祉協議会会長表彰候補者等の推薦	社会福祉事業の功労及び協助のあった者を推薦し、功績を称える。	被表彰者の今後の活動意欲を促進し、社会福祉のさらなる発展・振興につながる。
5 指定管理施設等の運営・管理		
(1) 高齢者福祉施設 ア 周南市新南陽老人福祉センター（令和5年度～令和7年度）	各指定管理施設や事業の管理把握、必要な事務等を所属長と連携協働し行う。 高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に施設の運営・管理を行う。	円滑な運営ができるとともに、利用者の居場所確保や利用促進につながる。 本会が指定管理者として施設を運営することで、市内の60歳以上の方々が健康で明るい生活を楽しむことができる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
イ 周南市老人休養ホーム嶽山荘（令和5年度～令和7年度）	高齢者の休養と心身の健康と福祉の増進を図るために必要な施設の運営・管理を行う。	本会が指定管理者として施設を運営することで、利用者が心身の健康の増進を図り、生きがいや社会参加意欲を高めることができる。
ウ 周南市鹿野高齢者生産活動センター（令和4年度～令和8年度）	高齢者の経験や技術を生かした生産活動を展開することにより、高齢者相互の交流及び健康の増進、教養の向上を図るために必要な施設の運営・管理を行う。	本会が指定管理者として施設を運営・管理することで、参加者が自主的に運営することを基本とし、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりができる。
（2）地域福祉施設		
ア 周南市徳山社会福祉センター（令和4年度～令和8年度）	市民の福祉の増進と福祉活動の育成発展を目的に、高齢者・身体障がい者の憩いの場をはじめ、各種福祉団体の活動の拠点として、更には奉仕活動、コミュニティ活動や地域振興の場など、広く市民の方々に活用していただくために必要な施設の運営・管理を行う。	本会が指定管理者として施設を運営・管理することで、市民の福祉の増進と地域福祉活動の育成、ボランティア活動やコミュニティ活動など地域振興につながる。
イ 周南市新南陽総合福祉センター（令和4年度～令和8年度）	地域における福祉活動の拠点として市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るために必要な施設の運営・管理を行う。	本会が指定管理者として施設を運営・管理することで、地域福祉活動の拠点として、その機能を最大限に発揮し、利用者が生きがいを持って社会活動に取り組み、多くの人たちとのふれあいや交流を深めることができる。
（3）障害福祉サービス		
ア 就労継続支援（B型）事業所なべづる園	利用者一人ひとりの特性と発達過程に合わせた就労の機会を提供することで、自身を高	利用者が障がいを持ちながらも自立した生活を送ることができる。また、就労

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
(4) その他事業 ア 基幹型集いの場（徳山・新南陽）	めながら誇りを獲得していく。 また、将来への希望を紡ぎ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう運営する。 高齢者が集い、談話や機能訓練の他、体操を中心としたさまざまなプログラムを実施することにより、高齢者が自ら介護予防に取り組むとともに、住民自身が運営する体操の集いなどの地域での介護予防活動を普及させる。	を通して、喜びや達成感が醸成されるとともに社会の一員として地域社会に貢献できる。 社会参加が促進され、社会とのつながりができるとともに、利用者同士の交流が生まれ、高齢者の孤立防止、介護予防の効果が期待できる。また、心身機能の維持・向上が図られ、自分らしく生活することができる。
6 赤い羽根共同募金運動の推進		
(1) 周南市共同募金委員会の開催	9月に開催	前年度の事業報告及び決算、当該年度の事業計画及び予算の承認を受け、民意を十分に反映した募金運動が展開できる。
(2) 各地区共同募金委員会推進委員会の開催	9月中旬から各地区（徳山・新南陽・熊毛・鹿野）で開催	各地区の実情に合わせた募金活動や広報・啓発活動への協力を関係組織に周知できる。
(3) 審査委員会の開催	2月に開催	公募助成事業の審査を行うことで市内の地域福祉活動団体やボランティア団体等の福祉活動に対して助成し、その活動を財政面で支援できる。
(4) 募金運動の展開		地域福祉活動に必要な財

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
ア オープニング街頭募金	10月1日の運動開始とともに街頭募金を各地区で実施し、展開を図る。	源を確保できるとともに理解促進につながる。また、各種関係機関が連携し、募金運動を行うことにより、方向性の共有やコミュニティの強化につながる。
イ 各種別募金運動	各種別ごとの募金運動を展開し、自治会や法人、団体等へ協力を依頼する。	
7 苦情解決体制の整備		
（1）苦情解決責任者・苦情受付担当者の配置	苦情解決の責任主体を明確にするために苦情解決責任者を置き、利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため苦情受付担当者を置く。	福祉サービス等の苦情の適切な解決に資するとともに福祉サービスの質の向上につながる。
（2）第三者委員の配置	第三者委員を設置し、苦情や要望を本会に代わり、直接聞いたり、申出人と本会との話し合いへの立ち合い、助言等解決への調整役となる。	苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進できる。
（3）苦情受付報告会の開催	2月に開催	1年間で受けた苦情の内容やその処理経過について第三者委員に報告することで、その時の対応について助言等を受けることができるとともに今後の対応方法につながる。
8 関係団体の支援・推進		
（1）周南市戦没者合同慰霊祭（戦後80周年）への協力	周南市連合遺族会が主催する合同慰霊祭を開催するにあたり、案内事務や会議の出席、当日運営の協力を行う。	地域福祉の理解促進につながる。

業務課地域福祉係

■重点項目

1 第5次周南市地域福祉活動計画の策定

本年は第4次周南市地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度、以下「第4次計画」という。）の最終年度にあたり、同時に次期計画の策定年度となる。これまで第4次計画に示された目標への取り組みを精査し、総括を行う。また、協議体等を通じて把握された地域課題や関係機関・団体との連携の中で顕在化した課題を地域住民とともに検討できる計画となるよう次期計画策定を行う。

（重点事業）

事業（取組）名	第5次周南市地域福祉活動計画の策定
期待される効果	地域福祉関係団体、関係機関等からの意見聴取を踏まえた計画を策定することで、本会と地域住民がともに目標達成に向け行動できる。
取組内容	第4次計画の評価を行い、第5次計画策定に向けた課題の整理と、地区社協をはじめとした地域福祉団体や関係機関からの意見聴取、協議体等で把握された地域課題の整理を行い、第5次計画を策定する。
成果目標	市地域福祉課と連携した一体的な計画の策定

2 周南市災害ボランティア活動マニュアル＜改訂版＞の見直し

「平成30年7月豪雨」での災害ボランティアセンターの運営を受け、顕在化した課題を前回の改訂版の本マニュアル（令和2年度策定）に反映させたが、その後も全国各地で繰り返される災害は後を絶たず、災害ごとに設置される災害ボランティアセンターの運営も進化を続けている。今回の改訂では感染症の感染拡大防止やICTの活用を踏まえた設置・運営を反映したマニュアルを作成する。

（重点事業）

事業（取組）名	周南市災害ボランティア活動マニュアル＜改訂版＞の見直し
期待される効果	最新の災害ボランティア活動に合わせたマニュアルに更新することで、今後起きうる災害時に活用することができる。
取組内容	- 最新の災害ボランティア活動について情報収集を行い、マニュアルに反映させる。 - 市防災危機管理課、県社協、地域住民をメンバーとした検討会を実施し、マニュアルの内容について検討する。 - 改訂後のマニュアルを災害ボランティア講座等に活用す

	る。
成果目標	周南市災害ボランティア活動マニュアル＜第3版＞の作成

3 移動支援サポート事業（おでかけふくちゃん G0）の実施

令和7年2月に移動支援サポート事業〈おでかけふくちゃん G0〉を開始した。地域での移動に困っている高齢者や障がい者のために地域の助けあいの仕組みの一つとして利用を開始された団体もあり、今後、協議体等で把握された移動に関する地域課題を解決する手段として活用いただけるよう事業の周知や利用の相談に注力する。

（重点事業）

事業（取組）名	移動支援サポート事業〈おでかけふくちゃん G0〉の実施
期待される効果	本会に配備した送迎用車両を活用し、高齢者、障がい者の移動をサポートし、住民相互の助けあい活動や地域団体等の活動を支援できる。
取組内容	・新しく活動に取り組みたいと考えている団体に利用団体の事例を提供する。 ・事業を行う中でいただいた意見や顕在化した課題について、より利用しやすい事業となるよう予算等を含めて検討する。
成果目標	利用団体の増加（令和7年度 3団体）

■事業体系

1 第4次周南市地域福祉活動計画の推進・第5次周南市地域福祉活動計画の策定

（1）「第4次周南市地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度）」の推進
 新（2）「第5次周南市地域福祉活動計画（令和8年度～令和12年度）」の策定

2 地域福祉活動の推進

（1）地区社協活動の推進

- ア 地区社協連絡協議会の開催
- イ 地区社協への出前講座の実施
- ウ 地区社協活動推進セミナーの開催
- エ ホームページ・SNS等を活用した地区社協活動の周知
- オ 「第3次周南市地区社協活動推進計画（令和5年度～令和8年度）」の推進

（2）地区社協運営の財政支援（地区社協への配分金・助成金）

- ア 善意銀行地域福祉費配分金
- イ 善意銀行地区社協指定寄付配分金
- ウ 共同募金地域福祉費配分金
- エ 地区社協福祉総合活動費
- オ ふれあい・いきいきサロン事業助成金
- カ 歳末たすけあい活動助成金
- キ ふれあい・子育てサロン年末年始の集い助成金
- ク 福祉員活動助成金
- ケ 福祉員研修会助成金
- コ 友愛訪問活動促進事業助成金
- サ 地区社協拠点整備助成金
- シ 敬老の日記念事業配分金
- ス 福祉の町づくり計画策定事業助成金

(3) 福祉員活動の推進

- ア 福祉員研修会（地区単位）の開催
- イ 福祉員研修会（圏域単位）の開催
- ウ 友愛訪問活動促進事業の実施

(4) ふれあい・いきいきサロン事業の推進

- ア ふれあい・いきいきサロンの推進
 - （ア）ふれあい・いきいきサロン担い手交流研修会（圏域単位）の開催
- イ ふれあい・子育てサロンの推進

3 地域包括ケアシステムの構築

(1) もやいネット地区ステーション事業の推進

- ア 見守り活動状況の把握
- イ 地域福祉コーディネーター研修会の開催

(2) 生活支援体制整備事業の推進

- ア 第1層協議体の開催
- イ 市・市社協連絡会議の開催
- ウ 第2層協議体の活動支援
 - （ア）第2層協議体運営費助成金
- エ 第2層協議体未設置地区の設置促進

(3) 地域困りごと応援事業の実施

- 新 ア 移動支援サポート事業の実施

(4) その他の福祉サービスの実施

- ア 周南市見守り配食サービス事業の実施

4 高齢者・障がい者・児童福祉等の推進

(1) 高齢者福祉

ア 敬老の日記念事業の実施

(2) 障がい者福祉

ア 知的障がい者社会学習促進事業（チャレンジクラブ）の開催

イ 障がい者コミュニティ活動支援事業（福祉車両貸出）の実施

ウ やまぐち障害者等専用駐車場交付申請の受付

(3) 児童福祉

ア 地域食堂・子ども食堂への運営支援

（ア）地域食堂・子ども食堂助成事業助成金

イ 地域食堂・子ども食堂研修会の開催

(4) 福祉団体等助成

ア 高齢者福祉団体

イ 障がい者福祉団体

ウ 児童福祉団体

エ 地域福祉団体

(5) その他

ア 施設等への年末年始福祉活動助成

（ア）施設による年末年始行事等福祉活動助成金

5 ボランティア・市民活動の推進

(1) ボランティアセンターの運営

ア ボランティア活動状況の把握

イ 各ボランティアセンターの運営

ウ ボランティア養成講座の開催

エ ボランティア団体助成事業の実施

(2) 災害時における体制づくりの強化

ア 関係機関・団体との連絡会議の開催

イ 周南3市災害ボランティア養成講座の開催

新 ウ 周南市災害ボランティア活動マニュアル＜改訂版＞の見直し

(3) 福祉教育の推進

ア 福祉教育推進事業の実施

（ア）福祉教育推進事業助成金

イ 福祉体験学習の指導・講師派遣

（ア）福祉の出前講座

（イ）物品の貸出

6 関係団体の支援・推進

(1) 周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会（事務局）

- ア 総会の開催
- イ 活動部会の開催
- ウ 生活困窮者支援事業の実施
- 新 エ 福祉教育推進事業の実施
- オ 広報・啓発事業の実施

令和 7 年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
1 第 4 次周南市地域福祉活動計画の推進・第 5 次周南市地域福祉活動計画の策定 (1)「第 4 次周南市地域福祉活動計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」の推進 (2)「第 5 次周南市地域福祉活動計画（令和 8 年度～令和 12 年度）」の策定	第 4 次計画の評価を行い、計画の進捗状況を把握し次期計画策定に向けた課題の整理を行う。 令和 8 年度からの 5 か年計画となる「第 5 次地域福祉活動計画」の策定について、「第 5 次地域福祉計画」を策定する市と協働して行う。また、地域住民から意見聴取を行い、地域課題について把握する。	第 4 次計画の評価を行うことで客観的に事業の進捗管理ができる。また、計画に掲げている事業については実施済・実施予定・未実施に整理し、未実施の事業については再度事業の必要性を協議し、第 5 次計画の作成にも反映できる。 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年で取り組むべき地域課題について地域住民と協働して把握し取り組むことにより、実効性のある計画策定ができる。
2 地域福祉活動の推進 (1) 地区社協活動の推進	地区社協自らが地域課題を把握し、地区社協の事業企画や運営が行えるよう地区担当職員を中心に地区社協役員等との関係構築を行い、研修会等を通じて支援する。	地区担当職員が地域に向いて支援することで相談しやすい関係を構築し、地区社協の支援をきめ細かく実施できる。
ア 地区社協連絡協議会の開催	年 2 回（7 月・3 月）に市内 31 地区社協役員を対象に地区社協に係る事業等の説明を行う会議を開催する。	定期的に地区社協への連絡事項を伝達するとともに、新規事業や新しい取り組みを実施している地区社協の事例を報告してもらう場とすることで今後の地区社協活動のヒントを提供できる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
イ 地区社協への出前講座の実施	各地区で行われる行事や研修会に職員を派遣し、テーマに沿って説明する。	地区社協、福祉員等を対象にした研修会で活用できる出前講座のメニューを提示することで、各地区が希望する内容の研修会等を実施できる。
ウ 地区社協活動推進セミナーの開催	地区社協を対象としたセミナーを年1回開催する。	今後地区社協に期待される事業について理解が深まると同時に、市内地区社協同士の交流を図ることができる。
エ ホームページ・SNS等を活用した地区社協活動の周知	本会ホームページに地区社協が作成する「地区社協だより」を掲載し、地区社協活動を周知する。また、SNSも活用し、タイムリーな情報発信を行う。	地区社協からの情報提供や本会職員の取材により得られた地区社協活動をホームページ・SNSに掲載・更新することで最新の情報を市民に広く周知できる。
オ 「第3次周南市地区社協活動推進計画（令和5年度～令和8年度）」の推進	令和5年3月に策定した計画の進捗管理を行い、活動メニューを地区社協に提案する。	計画の進捗管理を行うことで「第4次周南市地区社協活動推進計画」の策定（令和8年度予定）に向けて地区社協のめざすべき方向性や期待される取り組みを検討できる。
（2）地区社協運営の財政支援（地区社協への配分金・助成金）	善意銀行、共同募金、社協会費、市受託金等から地区社協活動への助成を行うことで地区社協の財政支援を行う。	寄付金や募金、会費等が地区社協活動に使われていることを市民に周知できるとともに、地区社協の財政基盤をつくることができる。
ア 善意銀行地域福祉費配分金	一般寄付金収入の当該年度合計の2割を総額とし、その7	地区社協の自主的な活動を財政面で支援し、地域の実

令和 7 年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
	割を均等割、3割を各地区の世帯数を基礎とする世帯割により算出し、地区社協の事業に配分する。	情に合った事業を実施することができる。
イ 善意銀行地区社協指定寄付配分金	寄付者の申出により地区社協への寄付を希望された場合に善意銀行地区社協指定寄付金として地区社協に配分する。	地区社協の自主的な活動を財政面で支援し、地域の実情に合った事業を実施することができる。
ウ 共同募金地域福祉費配分金	募金実績や自治会加入世帯数を基に地区社協に配分する。	地区社協の自主的な活動や地区の各種団体への助成等を財政面で支援し、地域福祉の充実につながる。
エ 地区社協福祉総合活動費	各地区の住民会費納入額から自治会加入世帯数合計の9割に100円を乗じた金額を引いた額を交付する。	地区社協の自主的な活動を財政面で支援し、地域の実情に合った事業を実施することができる。
オ ふれあい・いきいきサロン事業助成金	地区社協が認めるサロンに対して、年間の実施回数や利用者登録人数に応じて10,000～50,000円を助成する。	住民の主体的な活動を財政面で支援することで、地域の身近な居場所づくりの増強が期待できる。
カ 歳末たすけあい活動助成金	1地区社協に対して、当該地区の担当民生委員数基準と世帯数基準により助成する。	年末年始の地区社協事業に助成することで、独居高齢者や支援が必要な地域住民が安心して新しい年を迎えることができる。
キ ふれあい・子育てサロン年末年始の集い助成金	地区社協を単位に活動するふれあい・子育てサロンに対し、年末年始時のサロン活動に要する経費として利用者1人あたり500円を助成する。	クリスマス会等の年末年始の事業費として助成することで子ども同士のふれあいや保護者同士のつながりの場づくりの支援ができる。

令和 7 年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
ク 福祉員活動助成金	小地域福祉活動の推進に資するため、福祉員 1 人あたり年間 2,000 円を助成する。	近隣の見守り活動や民生委員との連携等小地域福祉活動の推進につながる。
ケ 福祉員研修会助成金	福祉員の資質向上を目的に開催する研修会を実施した場合に 1 人あたり年間 500 円を助成する。	福祉員が研修を受講することで福祉員の任務や守秘義務等について理解を深め、資質向上につながる。また、福祉員同士の連携も期待できる。
コ 友愛訪問活動促進事業助成金	福祉員による民生委員と連携した友愛訪問活動（おおむね 70 歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象）に対して 1 小地区福祉員会（1 民生委員担当区域）あたり年間 10,000 円を助成する。	小地区福祉員会エリアでの福祉員、民生委員児童委員同士の見守りネットワーク構築が期待することができる。
サ 地区社協拠点整備助成金	地区社協の事務局運営について、公共施設または地区社協会長等の自宅以外に、独自の事務所などを整備している地区社協に対して年間 12,000 円を助成する。	地区社協拠点維持の経費を助成し、地区社協の財政負担を軽減することができる。
シ 敬老の日記念事業配分金	地区社協が行う敬老の日記念事業に対して配分する。	市受託金を地区社協に配分し、地区社協単位での敬老の日記念事業が実施できる。
ス 福祉の町づくり計画策定事業助成金	共同募金を財源として、地区社協の活動計画である福祉の町づくり計画策定事業を実施する地区社協に対して 20,000 円を上限に助成する。	地域住民による実情に合わせた地域福祉活動の展開をめざして、地区社協が意欲的に計画の策定に取り組むことができる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
（３）福祉員活動の推進	「福祉員の手引き」の配布や福祉員研修会をとおして、見守り活動の基本や福祉員の役割について周知する。	令和7年度は福祉員の一次改選となっており、研修会の実施により、改めて福祉員活動について理解を深めることができる。
ア 福祉員研修会（地区単位）の開催	地区単位で福祉員研修会を開催できるよう出前講座のメニュー提供を行い、福祉員一人ひとりの資質向上を図る。	福祉員が身近な地域で研修会に参加することができ、出席率の上昇と資質向上が期待できる。
イ 福祉員研修会（圏域単位）の開催	支部圏域での福祉員研修会を開催し、研修と併せて他地区の福祉員と情報交換を図る。	支部圏域での研修会を開催し、他地区の活動や福祉員活動を行う上でのノウハウを共有することで市内全域の小地域福祉活動の活性化が期待できる。
ウ 友愛訪問活動促進事業の実施	おおむね70歳以上のひとり暮らしの高齢者を訪問対象に、福祉員による安否確認等を行う。	地域のひとり暮らし高齢者の見守り活動において、高齢者の困りごとを福祉員と民生委員が共有することで安心・安全な地域づくりに寄与できる。
（４）ふれあい・いきいきサロン事業の推進		
ア ふれあい・いきいきサロンの推進	ふれあい・いきいきサロンについて周知し、サロンの普及啓発を行う。	ふれあい・いきいきサロン活動について周知を行うことで、地域の居場所づくりの必要性を伝えることができる。
（ア）ふれあい・いきいきサロン担い手交流研修会（圏域単位）の開催	ふれあい・いきいきサロン担い手交流研修会を各圏域単位で開催し、サロンの運営に関する	サロンの担い手支援として交流会を実施し、担い手のモチベーションの維持・向上

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
イ ふれあい・子育てサロンの推進	る情報提供や担い手同士の情報交換を行う。 ふれあい・子育てサロンについて周知し、サロンの普及啓発を行う。	につながる。 ふれあい・子育てサロン活動について周知を行うことで、地域の居場所づくりの大切さを伝えることができる。
3 地域包括ケアシステムの構築 (1) もやいネット地区ステーション事業の推進	地区社協や関係機関との連携を含めた、地域福祉コーディネーターによる見守り活動や地域課題の把握を行う。	地域福祉コーディネーターによる訪問活動により、地域の独居高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりができる。
ア 見守り活動状況の把握	地域福祉コーディネーターが提出する活動記録を基に、訪問対象者の見守り活動状況を把握する。	訪問回数や訪問対象者の生活状況、日常生活上の困りごとなどの情報収集ができ、あわせて地域課題の把握にもつながる。
イ 地域福祉コーディネーター研修会の開催	圏域会議、全体での研修会を通じて地域福祉コーディネーターの資質向上を図る。	研修会で社会情勢の変化等の情報提供を行うとともに、地域福祉コーディネーター同士の情報交換の場として活用することで、地域福祉コーディネーターの資質向上につながる。
(2) 生活支援体制整備事業の推進 ア 第1層協議体の開催	地域ケア会議、第2層協議体で把握された地域課題を説明し、参加者の意見交換を行う。	市地域福祉課と協議しながら協議体の進行ができる。市全体の地域課題を参加者に提示し、得られたアイデア

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
イ 市・市社協連絡会議の開催	毎年4月に連絡会議を開催し、協議体を含む地域活動推進の方針について確認し、担当者同士の情報共有を行う。	等を政策提言につなげる。 市・市社協の地区担当職員の顔合わせを行い、各地区の協議体やその他の活動状況について情報共有することができる。
ウ 第2層協議体の活動支援	第2層協議体設置後の活動支援を行う。	地区担当職員を主として第2層協議体に出席し、地域福祉コーディネーターや地区社協のサポートを行いながら地域課題の解決に向けた方策を地域住民とともに検討できる。
(ア) 第2層協議体運営費助成金	生活支援体制整備事業に係る第2層協議体もしくは第2層協議体を運営する各地区の運営主体に対して予算額の範囲内（令和6年度は1地区30,000円を上限）で助成する。	各地区の第2層協議体の運営を財政面から支援することで運営が継続できる。
エ 第2層協議体未設置地区の設置促進	協議体未設置地区へ地域支え合い会議の実施を働きかける。地区住民に第2層協議体の必要性について説明する。	他地区の状況を伝え、第2層協議体のイメージを持ってもらい、立ち上げ支援を行う。地域性により立ち上げが困難な地域に対しては、自治会単位等のより身近な地域課題を取り上げる地域支え合い会議の実施を検討し、課題解決の場を持つことができる。
(3) 地域困りごと応援事業の実施		
ア 移動支援サポート事業の	買い物、通院など地域内の移	制度の狭間にある高齢者

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
実施	動が困難な高齢者・障がい者を対象にした車両の貸出しを行う。また、運転ボランティアの募集・養成、安全に運行するための講座を開催する。	や障がい者の移動支援をサポートするとともに支援を行う団体や地域住民個人の助けあい活動の一助となる。 移動支援の実施を希望する団体等の支援、既に移動支援を実施している団体の情報発信を行い、移動が困難な高齢者・障がい者の生活支援に取り組む地域、団体のきっかけをつくることができる。
（４）その他の福祉サービスの実施 ア 周南市見守り配食サービス事業の実施	指名した再委託業者が在宅で見守りの必要な高齢者または障がい者に対して配食を通じて安否確認を行う。再委託業者が適切にサービスを実施しているかチェックする。	配食を通じた安否確認を行うことで、特に独居高齢者や障がい者等が地域で安心して在宅生活を送ることができる。
4 高齢者・障がい者・児童福祉等の実施 （１）高齢者福祉 ア 敬老の日記念事業の実施	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的に実施する。	市受託事業として本会、地区社協で協働して敬老の日記念事業を実施し、地区の実情にあわせた事業を実施できる。
（２）障がい者福祉 ア 知的障がい者社会学習促進事業（チャレンジクラブ）の開催	知的障がいを持つ方の日常生活に必要な学習や余暇活動、社会的体験の場を提供する。	家庭、職場や作業所等にく第3の場として日常と離れた経験ができるプログラムを検討し実施することで、参加者が仲間たちと楽しい

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
イ 障がい者コミュニティ活動支援事業(福祉車両貸出)の実施	身体障がい者が参加するイベントや病院等への移動に利用できるよう市受託事業として福祉車両（リフト付きバス）の貸出を行う。	時間を過ごし、社会的・文化的生活の向上につながる。 車いす等で移動する障がい者へ福祉車両の貸出を行うことで障がい者の社会参加が促進される。
ウ やまぐち障害者等専用駐車場交付申請の受付	障がいのある方や高齢な方で歩行や乗降が困難な方に山口県が県内共通の利用証を交付し、必要な駐車スペースを確保する制度の交付申請の窓口対応を行う。	公共施設や病院、店舗などに設置されている身障者用駐車場が適切に利用できる。社会的に弱い立場にある人々とともに生きていく地域社会づくりにつながる。
(3) 児童福祉		
ア 地域食堂・子ども食堂への運営支援	市内の地域食堂・子ども食堂に出向き、運営の実態を把握する。	地域食堂・子ども食堂の運営者や参加者の様子を把握できる。
(ア) 地域食堂・子ども食堂助成事業助成金	地域食堂・子ども食堂の運営費として年間 20,000 円を上限に助成する。	地域食堂・子ども食堂の運営に係る経費を助成することで財政面での支援を行い、活動の継続につながる。
イ 地域食堂・子ども食堂研修会の開催	地域食堂・子ども食堂研修会を開催する（2年に1回）。	地域食堂・子ども食堂の運営者が活動内容や運営方法について学ぶことができる。また、参加者同士の情報交換の場を提供できる。
(4) 福祉団体等助成		
ア 高齢者福祉団体	各団体の運営費の一部を助成する。	各団体の運営費を助成することで、福祉関係団体の財政基盤の安定を図ることができ、活動の継続につながる。
イ 障がい者福祉団体		
ウ 児童福祉団体		

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
エ 地域福祉団体 (5) その他 ア 施設等への年末年始福祉活動助成 (ア) 施設による年末年始行事等福祉活動助成金	施設等が行う年末年始の行事等に係る費用の一部として1人あたり500円を助成する。	る。 施設等が行う年末年始に行う福祉活動に助成することで、施設の利用者が明るくあたたかい正月を迎えることができるとともに、施設活動の活性化を図ることができる。
5 ボランティア・市民活動の推進 (1) ボランティアセンターの運営	ボランティア活動を推進するために相談、情報提供、コーディネート、保険加入、団体助成等を実施する。	社協としてのボランティアセンター機能を果たし、市民のボランティア活動の推進につながる。
ア ボランティア活動状況の把握	ボランティア団体等の活動状況を把握し、活動が継続して行えるように支援する。	個人ボランティアと団体をマッチングでき、ボランティア関係者同士の連携強化につながる。
イ 各ボランティアセンターの運営	ボランティア活動を推進するために団体等の活動状況を把握し、保険加入の手続きやボランティアの需給調整を行う。	支部圏域でのボランティア活動の状況を把握しておくことで地域住民に身近な場所で情報提供、ボランティアコーディネートが実施できる。
ウ ボランティア養成講座の開催	高校生を対象としたボランティアサマースクールのほか、一般を対象としたボランティア養成講座を企画し開催する。	対象者別の講座を開催し、ボランティア活動への興味・関心を持ってもらうことができる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
エ ボランティア団体助成事業の実施	各ボランティア団体の運営費の一部を助成する。	ボランティア団体の運営に必要な経費を助成することで安定した運営や活動が継続できる。
（2）災害時における体制づくりの強化		
ア 関係機関・団体との連絡会議の開催	災害時の協定を締結している団体、行政、市社協で定期的に連絡会議を開催する。	平時から顔の見える関係づくりと、それぞれの所属で行っている災害への備えや具体的な支援内容について情報共有しておくことで、災害時のスムーズな連携が期待できる。
イ 周南3市災害ボランティア養成講座の開催	周南市、下松市、光市の各社協共催で災害ボランティアをテーマにボランティア講座を開催する（令和7年度は光市社協で実施予定）。	講座の企画、運営を3市社協合同で行い、災害ボランティアに関する市民の関心を高めることができる。また、社協職員同士の関係も構築できる。
ウ 周南市災害ボランティア活動マニュアル＜改訂版＞の見直し	感染症の感染拡大防止やICTの活用を踏まえた設置・運営を反映したマニュアルを作成する。	最新の災害ボランティア活動に合わせたマニュアルに更新することで、今後起きうる災害時に活用することができる。
（3）福祉教育の推進		
ア 福祉教育推進事業の実施		
（ア）福祉教育推進事業助成金	市内の小・中学校、高校、専門学校に対して、年間20,000円を上限に助成する。	学校が実施する福祉教育について外部講師派遣の謝金等の経費に活用できる。
イ 福祉体験学習の指導・講師派遣	福祉教育のプログラムを各学校に配布し、学校からの依頼	車いす、アイマスクなどの体験を通し、障がいのある方

令和 7 年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
（ア）福祉の出前講座	により学校を訪問し、福祉教育を行う。	への接し方や声かけの方法を身に付け、実践できる。また、福祉を知るきっかけとなり、ボランティア活動への参加や福祉人材への期待が高まる。
（イ）物品の貸出	学校等へ福祉教育に必要な物品の貸出や情報提供を行う。	学校等が実施する福祉教育の支援を行うことで、福祉教育を開催しやすくなり、福祉教育の推進につながる。
6 関係団体の支援・推進		
（１）周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会（事務局）	市内 17 の社会福祉法人で構成する団体の事務局を担う。	社会福祉法人が見える化され、地域に根差した公益的な取組が可能となる。また、将来的な福祉人材の育成や確保にもつながる。
ア 総会の開催	年 2 回（7 月・3 月）開催	協議会の事業計画及び予算、事業報告及び決算、役員を選任等について審議・承認し、地域の福祉課題の解決に向けて公益的な取組を実施することで社会福祉法人としての使命や責務を果たすことができる。
イ 活動部会の開催	年 4 回開催	協議会が取り組む地域公益活動の調査、研究及び実施について協議し、事業を推進できる。
ウ 生活困窮者支援事業の実施	フードパントリーの実施、緊急援助品の寄贈を行う。	市内の生活困窮世帯に対して食料品等を配布することで食の支援につながる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
エ 福祉教育推進事業の実施	小学校等へ出向き福祉の体験学習や講話を行う。	各法人の強みを活かした福祉教育が実施でき、若年層の世代を対象に福祉について関心を持ってもらえる機会が増える。
オ 広報・啓発事業の実施	啓発チラシの作成と市民センター等への持ち回り配布を行う。	社会福祉法人が地域の福祉課題を解決するために連携・協働してさまざまな活動を実施していることを周知できる。

業務課生活支援係

■重点項目

1 自立相談支援事業における居住支援の強化

令和6年度の生活困窮者自立支援法改正により自立相談支援事業で住まいの相談に対応することが明確化され、周南市では令和7年度から周南市自立相談支援センターで住まいの相談に対応することとなる。従来からの支援においても住まいの確保については課題であり、法改正を機会に自立相談支援の一環として住まいの相談に対応する。

(重点事業)

事業（取組）名	自立相談支援事業における居住支援の強化
期待される効果	住まいに課題を抱える生活困窮者に対し、総合的な相談支援を行うことにより生活困窮状態からの脱却を図る。
取組内容	1 住まいの相談対応 ・住まいの不安定、ホームレス、家賃が払えない等の住まいの相談対応 ・高齢等の理由により、家探しが困難な方、保証人がいない方等の相談支援 2 課題の把握・分析 3 物件・支援等の情報収集 4 地域の支援ニーズの把握
成果目標	・市内不動産仲介業者から保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件等の情報収集を行い整理することで相談者が住居確保をするための情報提供を行うことができる。

2 コロナ特例貸付フォローアップ支援の実施

令和6年度よりコロナ特例貸付債権管理事業を実施している。本会が貸付事務を行ったケースに対し、県社協から提供されたリストを基に借受人に電話連絡を行い、借受人の生活状況の把握を行っている。償還に関する相談にとどまることなく、安定した生活を送ることができるよう自立相談支援事業と連携し、相談支援を行っている。

(重点事業)

事業（取組）名	生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付に係る債権管理
期待される効果	長期滞納者の生活状況を確認し、支援が必要な方を把握することで生活困窮に陥ることを未然に防ぐことができる。または、生活困窮に陥っていたとしても早期に支援をすることで生活の立て直しに期待ができる。

取組内容	1 生活困窮者世帯の相談支援 2 免除猶予に該当しない償還困難者に対する対応 3 償還猶予に関する相談及び受付 4 償還免除に関する相談及び受付 5 滞納者に対する自宅訪問または面談の実施
成果目標	・長期滞納者を対象にアウトリーチによる相談支援を実施する。 ・借受人等が抱える困りごとに対応し、必要な支援につなぐフォローアップを行う。

3 日常生活自立支援事業の充実

県社協が主導して行う日常生活自立支援事業のＩＣＴ化に関する協議に令和６年度から参画している。ＩＣＴの導入により、新規相談から契約審査会を経て契約に至るまでの事務効率化が図られること、県社協と本会の情報共有をスムーズに行えるようになると考えられるためシステム導入に向けて取り組みを進めていく。

(重点事業)

事業（取組）名	ＩＣＴを活用した事務の効率化
期待される効果	・事業運営体制の整備と機能強化を図ることで、本事業の事務事業の効率化や事業利用者数の増加に寄与する。 ・登録データを反映した文書作成により新規契約に向けた審査以降の迅速化が可能となる。
取組内容	事業運営体制の整備として、事業主体である県社協と共に、ＩＣＴ（キントーン）を活用したシステム構築を推し進める。情報の統一化・共有化をはじめ、相談や支援の経過等を記録・蓄積・一覧化し、検索や集計の効率化を図る。
成果目標	ＩＣＴ（キントーン）を活用したシステムの導入

■事業体系

1 総合相談支援事業の推進

(1) 日常生活自立支援事業の実施

ア 山口県日常生活自立支援事業実施要綱、取扱要項（業務マニュアル）に基づく適正な業務の推進

イ 研修会等への職員の講師派遣

ウ 生活支援員への助言、指導

新 エ ＩＣＴを活用した事務の効率化

(2) 法人成年後見人等受任事業の実施

ア 成年被後見人に対する適切な財産管理、身上監護の実施

- (3) 成年後見制度利用促進法に基づく事業の実施
 - ア 周南市成年後見支援センターの運営
 - (ア) 成年後見制度に関する相談業務の実施
 - (イ) 周南市成年後見利用促進市民講座の開催
 - (ウ) 社協だより・SNS等によるセンター業務の周知啓発
 - (エ) 成年後見申立書類に関する助言、作成支援
- (4) 生活困窮者自立支援事業の実施
 - ア 周南市自立相談支援センターの運営
 - (ア) 自立相談支援事業の実施
 - (イ) 就労準備支援事業の実施
 - (ウ) 家計改善支援事業の実施
 - (エ) 自立支援調整会議の開催
 - (オ) 周南市自立相談支援センター連絡会議の開催
 - (カ) 周南市自立相談支援センターの周知啓発
 - (キ) 関係機関等研修会への職員の講師派遣
 - イ その他事業の実施
 - (ア) あんしん生活食料支援事業の実施
 - (イ) 住居確保給付金支給に関する受付業務の実施
 - (ウ) ハローワーク等の関係機関との連携
- (5) 各種資金貸付事業の実施
 - ア 各種資金の貸付
 - (ア) 生活福祉資金の貸付と相談支援
 - (イ) 高額療養費貸付事業の実施
 - (ウ) 法外援護資金の貸付と相談支援
 - (エ) 災害援護緊急資金の貸付と相談支援
 - (オ) 高額介護サービス費の貸付と相談支援
 - イ 各種資金の債権管理
 - (ア) 各種資金の債権管理、督促業務の実施
 - (イ) 貸付資金債権償却審査会の開催
 - ウ 生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付に係る債権管理

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
1 総合相談支援事業の推進 (1) 日常生活自立支援事業の実施 ア 山口県日常生活自立支援事業実施要綱、取扱要項(業務マニュアル)に基づく適正な業務の推進 イ 研修会等への職員の講師派遣 ウ 生活支援員への助言、指導 エ ICTを活用した事務の効率化 (2) 法人成年後見人等受任事業の実施 ア 成年被後見人に対する適切な財産管理、身上監護の実施 (3) 成年後見制度促進法に基	業務マニュアルを遵守し、判断能力が低下している認知症高齢者や障がい者への支援として、金銭管理、日常的福祉サービス利用などの支援を行う。 事業への理解を促進するため、市民向け、専門職向けに企画された研修会に職員を講師として派遣する。 生活支援員の活動を把握し、利用者への接し方や具体的な対処法、関係機関との連携について助言、指導する。 日常生活自立支援事業について、県社協主導で検討しているシステムを導入する。 本会が受任している成年被後見人への適切な支援を行う。	定期的にマニュアルに沿った業務が実施できているか点検することで、利用者の権利侵害を防ぎ、業務の適切な実施ができる。 利用者の状態像や具体的な事例を提示した研修会を行い、市民や専門職に日常生活自立支援事業のイメージを持ってもらうことができる。 生活支援員が訪問する対象の支援状況を聞き取り、情報交換をすることで充実した支援につながる。 システム導入により、県社協との情報共有がスムーズになり、新規相談から契約審査、利用者との契約までの事務作業の効率化につながる。 必要に応じて係内でケース検討会を実施する。また、不明な点については顧問弁護士に相談することで後見事務や身上監護を適切に実施できる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
づく事業の実施 ア 周南市成年後見支援センターの運営	成年後見制度利用促進の中核機関として、広報業務、相談業務、成年後見制度利用促進業務、後見人支援業務、その他制度利用促進に関する業務を行う。	本会が周南市成年後見支援センターを運営することで、成年後見制度の相談窓口として、市や家庭裁判所のほかに市民が安心して相談できる場が増える。
(ア) 成年後見制度に関する相談業務の実施	常設の相談窓口を開設し、相談者等に対して、成年後見制度の親族申立て等に関して具体的な助言を行う。	成年後見制度の基本的な制度説明によって市民の制度に対する理解が深まる。
(イ) 周南市成年後見利用促進市民講座の開催	年1回市民を対象とした講座を開催し、成年後見制度の市民への普及啓発を行う。	成年後見制度について市民の理解・関心を高めることができる。
(ウ) 社協だより・SNS等によるセンター業務の周知啓発	社協だよりやホームページ、SNSを通じて、市民に向けて成年後見制度の周知啓発を行う。	社協だより・SNS等を通じて広報を行うことで身近な相談窓口としての機能を市民に周知できる。
(エ) 成年後見申立書類に関する助言、作成支援	本人申立てや親族申立てについて、書類作成に関する支援を行う。	申立書類の書き方や必要書類の取り寄せなどを助言することで、迅速な申請につながる。
(4) 生活困窮者自立支援事業の実施 ア 周南市自立相談支援センターの運営	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員等を配置し、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活や就労等の幅広い相談支援を行い、誰もが安心して暮らすこ	生活困窮者の地域生活を支える視点と生活困窮者を支える地域をつくる視点の両面からさまざまな分野の社会資源の連携を促進し、市、関係機関、地域住民等の協働による地域づくりに取

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
（ア）自立相談支援事業の実施	とのできる福祉のまちづくりに取り組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施する。	取り組むことができる。 相談者一人ひとりの実情に合わせて、支援プランを作成することで、包括的かつ継続的に伴走型支援ができる。
（イ）就労準備支援事業の実施	就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱いている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して行うことにより、生活困窮者の自立を促進する。	相談者一人ひとりの実情に合わせて、支援プランを作成することで、包括的かつ継続的に伴走型支援ができる。
（ウ）家計改善支援事業の実施	家計収入の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活を再生する。	相談者一人ひとりの実情に合わせて、支援プランを作成することで、包括的かつ継続的に伴走型支援ができる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
(エ) 自立支援調整会議の開催	毎月1回プラン作成を行った相談者の支援方針について、市地域福祉課、ハローワーク徳山、周南市自立相談支援センターの三者が参加する自立支援調整会議で検討する。	相談者の自立に向けた支援方針や役割分担を行い、連携しながら支援することができる。
(オ) 周南市自立相談支援センター連絡会議の開催	市福祉関係課、ハローワーク参加のもと、周南市自立相談支援センターの実績、運営について報告し、次年度の計画について説明を行うことで、参加者から意見、助言をいただく。	事業の成果や課題について参加者が理解し、関係機関同士の連携の必要性について共有することができる。
(カ) 周南市自立相談支援センターの周知啓発	事業内容を社協だよりに年1～2回掲載、リーフレットを関係機関・支所等に配置、SNSの活用等で事業の周知啓発を図る。	周南市自立相談支援センター及びセンターの事業内容を市民や関係機関に周知することができる。
(キ) 関係機関等研修会への職員の講師派遣	自立相談支援事業への理解を促進するため市民向け、専門職向けに企画された研修会に職員を講師として派遣する。	利用者の状態像や具体的な事例を提示した研修会を行い、自立相談支援事業のイメージを持ってもらうことができる。
イ その他事業の実施		
(ア) あんしん生活食料支援事業の実施	生活に必要な食料を確保できない方に対して、年1回5日分を上限に食料支援を行う。	緊急避難的に使用し、生活困窮者本人の本質的な課題を把握し、継続的な支援につなげる。
(イ) 住居確保給付金支給に関する受付業務の実施	住居確保給付金に関する受付業務を行い、市生活支援課、ハローワークと連携し、就労や増収に向けた支援を行う。	相談者の生活状況や収入状況について聞き取り、必要性を判断し、自立相談支援事業と連携し、相談者を継続的

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
(ウ) ハローワーク等の関係機関との連携 (5) 各種資金貸付事業の実施 ア 各種資金の貸付 (ア) 生活福祉資金の貸付と相談支援 (イ) 高額療養費貸付事業の実施 (ウ) 法外援護資金の貸付と相談支援 (エ) 災害援護緊急資金の貸付と相談支援 (オ) 高額介護サービス費の貸付と相談支援	ハローワーク、市地域福祉課、その他関係機関との連携により、複合的な課題を抱えた相談者の課題解決に取り組む。 所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る。 高額療養費が支給されるまでの間、医療費で家計負担が増大し、生活の困難なものに対し、病院への支払いに充てる資金を貸付することにより、その世帯の生活安定を図る。 低所得者に資金の援護を行うことにより、自立の助長と福祉の増進を図る。 災害により住居または生活必需品たる家財に被害を受けた者に対し、貸付をもって自立更生の援護を図る。 高額介護サービス費等の支払が困難な者に対し、高額介護	に支援できる。 周南市自立相談支援センターだけで解決できない課題を抱えた相談者に対し、チームアプローチを行い、効果的な支援が実施できる。 単に貸付を行うのみではなく、相談者が抱える生活課題を把握し、本会が行う貸付制度と生活困窮者自立支援事業の担当者同士、または関係機関との連携を図りながら課題解決に向けた支援ができる。

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
イ 各種資金の債権管理 （ア）各種資金の債権管理、督促業務の実施	サービス費の支給を受けるまでの間の資金を貸付することにより、その世帯の生活の安定を図る。 各種資金の要綱に従い、債権管理と督促業務を行う。	債権管理を行い、滞納者に督促状を送付することで、返済に向けた生活状況の把握ができる。また、返済額の相談や生活相談に対応することで単なる債権管理にとどまらない支援が可能となる。
（イ）貸付資金債権償却審査会の開催	貸付資金債権償却審査会設置運営要綱に基づき、年1回債権償却審査会を開催し、債権償却適用条件を満たす貸付資金債権の償却について審議し、認められた債権を償却する。	債権管理により徴収不能と考えられる債権について、審査を行うことで徴収不能額の減額ができる。
ウ 生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付に係る債権管理	県社協から送付された債権者のデータに基づき、新型コロナウイルス感染症対策として行われた生活福祉資金特例貸付借受人の生活状況調査、相談を電話、訪問により行い、生活状況を把握する。	離職中など支援が必要な相談者は、周南市自立相談支援センターにつなぎ、返済計画や生活再建に向けた相談支援を行う。また、把握した債権者の生活状況を県社協に随時報告できる。併せて相談を受けることができる。

周南西部地域包括支援センター

■重点項目

1 権利擁護に関する周知啓発と対応スキル向上

高齢者が有する権利を侵害されることなく、適切に行使できるように介護関係者や地域全体が権利擁護に関する感度を高め、虐待等の未然防止及び早期に対応できる体制を整備する。

(重点事業)

事業（取組）名	虐待・権利擁護啓発研修会の開催
期待される効果	権利擁護や虐待に関する情報が共有できることで、被害が防止でき、成年後見制度など制度利用が進むことで安全に暮らせる環境が整備できる。
取組内容	・介護支援専門員や民生委員・福祉員に対して高齢者虐待防止研修会や成年後見制度研修会を開催し、地域が高齢者の権利擁護についての理解を深めるため地域住民に対して権利擁護に関する説明を行う。 ・高齢者虐待の予防・対応についての早期発見・相談につながるようにスキルを向上させ、周知啓発を行う。
成果目標	市もやいネットセンターと協働し、介護支援専門員連絡会議や民生委員協議会において権利擁護についての研修会を開催する。担当地域、介護支援専門員について各年1回以上の開催を予定し、周知啓発を行う。

2 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援（もとの暮らしを取り戻すための支援の充実）

要支援者、事業対象者等に対して、心身の状況、置かれている環境に応じて、介護予防及び日常生活支援を目的とした介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、訪問型・通所型サービス等適切なサービスを包括的かつ効果的に提供していく。

(重点事業)

事業（取組）名	基本チェックリスト・要介護認定等申請の案内基準の周知啓発
期待される効果	基本チェックリスト・要介護認定等申請基準の周知啓発により、利用者の自立支援を促進する。セルフマネジメント能力を高め、利用者が主体的に健康維持や介護予防を行えるようになる。
取組内容	・基本チェックリスト・要介護認定等申請基準の周知及び状態の改善や、疾病の悪化防止に向けた適切な介護予防

	ケアマネジメントを実施及び支援する。 ・セルフマネジメント力を高める機会を提供するために、通所サービスの利用においては、入口支援として短期集中通所介護（通所型サービスC）を積極的に活用していく。
成果目標	・基本チェックリスト及び要介護認定等申請基準の周知を徹底し、地域支え合いサービス（従前相当サービスを除く）の新設支援及び利用回数 50 名以上を目指す。 ・短期集中通所介護（通所型サービスC）の利用を促進し、年間利用者数 40 名以上の達成を目指す。

■事業体系

1 周南西部地域包括支援センターの運営

- (1) 総合相談支援事業の実施
 - ア 総合支援体制の整備
 - イ ブランチの運営
- (2) 介護予防マネジメントの実施
 - ア 介護予防支援
 - イ 介護予防・日常生活総合事業
- (3) 介護予防普及啓発事業の実施
 - ア 出前講座の開催
 - イ 認知症サポーター養成講座の開催
 - ウ 介護予防カフェの開催
 - エ 脳健康度測定事業の実施
 - オ ケアマネ・サービス事業所会議の開催
 - カ 運営推進会議への参加
 - キ 住民運営通いの場事業への支援
- (4) 地域ケア会議の開催
 - ア 個別地域ケア会議の開催
 - イ 圏域地域ケア会議の開催

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
1 周南西部地域包括支援センターの運営 (1) 総合相談支援事業の実施 ア 総合支援体制の整備 イ ブランチの運営 (2) 介護予防マネジメントの実施 ア 介護予防支援 イ 介護予防・日常生活総合事業 (3) 介護予防普及啓発事業の実施 ア 出前講座の開催	周南西部地域の高齢者福祉に関する相談窓口として総合的な支援体制を整備する。 湯野・戸田・夜市地域にブランチ（相談拠点）を設置し、住民が気軽に相談ができる環境を提供する。 要支援者・事業対象者を対象にプランを作成し、適切なサービス提供を行う。利用者の自立支援に向けた継続的な支援を行い、サービスの進捗状況や効果を定期的に評価する。 要支援1・2の高齢者を対象に介護予防プランを作成し、運動指導や生活支援サービスを提供する。 基本チェックリスト等実施により、事業対象者等の介護予防ケアマネジメントの作成、支援サービスを提供する。 地域住民向けに介護予防や	地域住民が安心して相談できる環境を整備することで、早期の問題解決につながる。 湯野・戸田・夜市地域の住民が早期に適切な支援を受けやすくなり、地域福祉の公平性が向上する。地理的・心理的ハードルを軽減し、支援へのアクセス向上が期待できる。 高齢者の身体機能・生活機能が維持・向上し、要介護状態への進行を防ぐ。早期介入による医療費や介護費用の抑制効果が期待できる。 高齢者の身体機能や生活能力が維持・向上し、要介護状態への進行を防止できる。 社会的孤立や要介護状態の予防に加え、地域住民の交流や支え合いが促進される。 住民の介護予防や健康管

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
イ 認知症サポーター養成講座の開催	健康管理、福祉サービスに関する出前講座を実施する。 地域住民を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい知識を広め、地域全体で認知症の方を支える環境を整備する。	理への意識が向上し、自主的な取り組みが促進される。 地域で認知症の方やその家族を支える意識が高まり、偏見の解消や安心して暮らせる地域づくりが進む。
ウ 介護予防カフェの開催	道の駅ソレーネ周南において、気軽に参加できる「介護予防カフェ」を定期的に開催する。講話、健康相談や体操プログラム、交流の場を提供する。	高齢者の孤立防止や健康維持が促進され、参加者同士の絆が深まる。講話を通じた情報サポートから介護予防の取り組みが身近になる。
エ 脳の健康度測定事業の実施	地域住民を対象に脳の健康度測定（のうKNOW）を実施する。脳の健康度を維持向上させる生活習慣アドバイスも情報提供する。	認知症の早期発見・対応が可能になり、進行を遅らせるための適切な支援が実現する。家族や本人の不安軽減にもつながる。
オ ケアマネ・サービス事業所会議の開催	介護支援専門員やサービス事業所との定期的な会議を開催する。情報共有や事例検討を行い、支援の質の向上や事業所の枠を超えた専門職支援を目指す。	関係者間の連携強化により、地域包括ケアシステムの円滑な運営が期待され、地域住民への支援がよりの確かつ迅速になる。
カ 運営推進会議への参加	地域密着型サービス等の運営推進会議に参加し、事業所の運営状況を確認、助言を行う。地域の声を反映した支援体制の構築や利用者の生活環境を維持向上させる。	地域密着型サービス提供者との連携が強化され、事業所や利用者の課題が的確に把握・解決される。地域全体で高齢者支援の質を維持、向上させることができる。
キ 住民運営通いの場事業へ	周南市と協働し、地域住民が	住民自身が主体的に介護

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
の支援	主体となって運営する「通いの場」を支援する。場所の提供や企画の助言、専門職によるサポートを行う。	予防活動を行うことで、地域コミュニティが活性化し、高齢者の健康状態、生活の質が向上する。
（４）地域ケア会議の開催 ア 個別地域ケア会議の開催	周南市介護予防・自立支援型地域ケア会議への参画、個別ケース（要支援者や要介護者）の支援方針を検討するため専門職や関係機関が集まり、ケアプランを協議する場を設ける。	個々の利用者に最適な支援が提供され、課題解決がスムーズになる。多職種連携の実現により質の高いケアが可能となる。
イ 圏域地域ケア会議の開催	地域全体の課題や課題解決策を話し合う場として、圏域単位で地域ケア会議を開催する。行政や関係機関も含めた幅広い参加を促す。	地域包括ケアシステムの構築が進み、行政や関連機関と連携した支援体制が強化される。

居宅介護支援事業所しんなんよう

■重点項目

1 地域共生社会に向けた多職種・関係機関との連携強化

地域共生社会の理念に基づき、利用者一人ひとりの生活課題に対し、地域全体で支え合う包括的な支援体制を構築する。居宅介護支援事業所として、多職種・関係機関・地域団体と協働し、切れ目のないケアマネジメントを実現することで、利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できる環境づくりを目指す。

(重点事業)

事業（取組）名	地域包括ケア推進に向けた連携強化
期待される効果	利用者・家族の多様な課題に迅速かつ柔軟に対応できる体制整備、支援の質向上が図れる。
取組内容	・事業所内情報伝達会議の定期的な実施 ・ケアマネ・サービス事業所会議への参画 ・あ・うんネット周南、周南西部事例検討会への積極的参加 ・地域の各団体との協力体制の構築・情報交換の促進
成果目標	特定事業所加算の要件を維持し、必要な体制を継続して確保することができる。

■事業体系

1 介護保険サービスの実施

(1) 居宅介護支援事業

部署名（居宅介護支援事業所しんなんよう）

令和7年度事業計画	事業の概要	期待できる効果
1 介護保険サービスの実施 (1) 居宅介護支援事業	要介護者の心身状況に応じたケアプランを作成し、適切な在宅サービス利用を支援する。	要介護者が自宅で安心して生活続けられるようになり、心身状態に応じたサービス利用により、自立支援や生活の質の向上、さらに介護者の負担軽減が期待できる。